

議員提出議案第2号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

提出者

中間市議会議員 柴田 広辞

賛成者

中間市議会議員 中野 勝寛

同 植本 種實

同 小林 信一

同 堀田 克也

同 柴田 芳信

同 草場 満彦

同 中尾 淳子



## 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例（昭和42年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「総務部」を「市長公室」に、「総合政策部」を「総務部」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) <u>市長公室</u>の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>総務部</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(5) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(8) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 6人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 市立病院の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) <u>総務部</u>の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>総合政策部</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(5) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(8) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 6人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 市立病院の所管に属する事項</p>

産業消防委員会 5人

- (1) 建設産業部の所管に属する事項
- (2) 農業委員会の所管に属する事項
- (3) 環境上下水道部の所管に属する事項
- (4) 消防本部の所管に属する事項

産業消防委員会 5人

- (1) 建設産業部の所管に属する事項
- (2) 農業委員会の所管に属する事項
- (3) 環境上下水道部の所管に属する事項
- (4) 消防本部の所管に属する事項